

午前9時30分開議

座長（武田なおき） おはようございます。定刻となりましたので、議会のあり方検討会のほうを開催させていただきます。

最初に、資料の確認をいたします。事務局お願いします。

事務局、どうぞ。

事務局 それでは、資料の確認のほうをよろしくお願ひいたします。

一番上にごございます資料、A4の資料でございますが、その裏面に配付資料一覧として載せてございます。

まずは、資料ナンバー1、尾張旭市議会意見交換会実施要綱でございます。

続きまして、資料ナンバー2でございますが、A3の横長の資料でございます。

各会派からいただきました各会派意見一覧となっております。

そして、最後、資料3、議会のあり方検討会スケジュール（案）、こちらA4の横長の資料となっております。

以上でございます。

座長（武田なおき） ありがとうございます。皆様、漏れはないですね。

それでは、順次進めてまいりたいと思いますが、皆さんのほうで会派の意見を取りまとめたいただいて出していただきました。それに基づいて、実際に条項をそれぞれ確認していこうと思いますが、順番に第1条からやっておりますと、ちょっとどうしても一つひっかかる問題があるものですから、つなぐから出している資料を見てください、皆さん。A3の。

その他の中の一冊下の欄の最初の丸、これについて先に取り扱いをしておかないと、全部やった後、これをその他で主張されてもちょっと話が前後してしまいますので、まず、これについて確認をしてから進めたいと思いますが、花井委員、これについてお願いします。

委員（花井守行） 申しわけない、ちょっと自分が会派へ帰ってこれをやったときに、自分の若干勘違いがありまして、この要綱をつくる前提でこれが進んでいたんですけども、それも含めて、そもそもこの意見交換会自体が、試行の試行ということでとりあえずやってみようということでしたので、であればというようなことで、3人でいろいろああでもない、こうでもないという意見ですので、この要綱をつくっちゃだめだとか、つくらないほうがいいのか、そういう意味ではありませんので、一つの意見として聞いていただくということで、もちろんつくる前提でということでは捉えていただきたいと思いますということでお願ひいたします。

座長（武田なおき） という今、つなぐさんのほうからの話がありましたので、これについては、あくまで個人的な意見だということで、実際これを議題として上げるということはないということで、そういう確認で進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、すみません、お手元の資料の1、尾張旭市議会意見交換会実施要綱（案）を出してください。これをもとにしながら、順番に進めていきたいと思ひます。

まず、第1条、趣旨について。

それぞれ会派の意見があると思いますので、まず、その意見、つけ足し等あれば、確認をさせていただきます。

それでは、フロンティア旭からお願いします。

委員（若杉たかし） うちには特に問題なしということでお願いします。

座長（武田なおき） それでは、市民まちづくりネットお願いします。

篠田委員。

委員（篠田一彦） 順番に説明をしていきます。

第1条ですけれども、ここには、ごめんなさい、まず大前提として、うちが出したものをベースにこれをつくっていただきましたことは、ありがたいなと思っておりますので、感謝申し上げたいと思います。

第1条、もともと今、下線の部分、追記していただいたと思うんですが、意見交換会を広い意味で捉えると、確かに議長がおっしゃる政策提案機能も一つだと思いますが、それ以外の要素もあるので、ここはある意味、明記する必要はないんじゃないかなということで、コメントをさせていただきます。

第2条については、意見交換会開催の決定ということで、おおむねこのとおりでよろしいかと思ひ……

座長（武田なおき） すみません、篠田委員、全部を説明していただくと、また繰り返しになってしまいますので、まず、1条ずつということで。

委員（篠田一彦） 1条ずつで。

座長（武田なおき） すみません。

委員（篠田一彦） ああ、そうなのか。はい、わかりました。

座長（武田なおき） よろしくお願いします。

公明党尾張旭市議団お願いします。

片渕委員。

委員（片渕卓三） 公明党尾張旭市議団としましては、正副議長案でよいということで、中身精査することでは、文言が本当は「政策提言機能の強化」というだけでいいのかどうかというのも考えていましたけれども、とりあえず案なんで、今後またこの実施要綱についてはいろいろ事あるごとにやっぱり変化していくのかなと思ひながら、とりあえず今回は、市民まちづくりネットさんにこの素案で汗をかいてもらいました。それには感謝申し上げます。それを含めてまた正副座長が考えた素案というのは無駄にしたくないので、これを基本としながら、何かまた変化、変えるところがあれば、つけ加えることがあれば、今後また議論の中で詰めていきたいということで、今回はこういう形にさせていただきました。

以上でございます。

座長（武田なおき） ありがとうございます。

それでは、つなぐお願いします。

委員（花井守行） 　　うちは、市民の皆さんと市と議会についてと、市民のを追記してほしいという
　　お願いです。そもそも団体しか意見交換しないのかなというところにちょっと返ってしまったの
　　で、一応一意見として聞いていただければと思います。

　　それと、政策提案機能の強化というのが、ちょっといまち具体的にわからなかったので、う
　　ちもそこは、まず、どういう意味かを共有したほうがいいのかなど思ったんですけども。今、
　　篠田委員言われたように、載せないなら載せないでもいいと思います。お願いします。

座長（武田なおき） 　　それでは、共産さんお願いします。

委員（川村つよし） 　　書いてあるとおりですが、文章としては、追加したことによってわかりにく
　　いというか、まどろっこしくなっている感じがしたので、もとに戻して、もう1条設けて、目的
　　というのを設けると。「政策提案機能の強化を図るため」というのは、1つしか書いていないん
　　ですが、私もこれだけかなというのは何となく思ったものですから、目的という条項をつくれば、
　　そこに追加していくことはいろいろできるかなとも思うので、そうしてはどうか。

　　市民まちづくりネットの言われるように、余り明確にしなくて、ちょっと濁しておいたほうが、
　　それもいいのかなどという気も私はするんですけども。

　　だから、第2条の目的というのを設けたらどうかというのは、提案として上げておきます。

座長（武田なおき） 　　今皆さんの意見をお聞きしていると、新たな提案ということで、日本共産党
　　尾張旭市議団のほうから、第2条、要するに1条は趣旨とし、第2条で、もし目的が要るならば、
　　目的、第2条として設けたらどうかという意見が出ましたが、それについてフロンティア旭、何
　　かご意見ありますか。

委員（若杉たかし） 　　先ほど川村委員から言われたように、目的、今後見直すときも目的の部分
　　があれば、見直しということで変えていけばいいと思いますので、そういったほうで2つに分ける
　　というのは、うちとしては賛成させていただきます。

座長（武田なおき） 　　だから、あくまで目的というか、政策提案機能ということを入れたいとい
　　う
　　そういう確認でよろしいでしょうか。

委員（若杉たかし） 　　それは、うちは問題ないです。政策提案機能、やっぱり何のためにやってい
　　くのか。どうしても、これは議会だけでなく、会派なりで政策提案をしていけばいいと思
　　います
　　ので、最低限こういった文言を入れておいたほうがいいのかなど思っております。

座長（武田なおき） 　　もし仮に2条として目的を入れるということになれば、何かほかにご意見あ
　　りますか。

　　はい、まつだ委員。

委員（まつだまさる） 　　原文が聴取するとかそういう表現だったと思うんですけども、目的とし
　　て書くのであれば、やっぱり聞きっ放しでその場で言い合っただけじゃなく、意見を
　　聞いた後、どういうふうに議会としてもむのかという表現があったほうがいいのかと思
　　うので、こ
　　ういう政策提案機能の強化という文言は入れたほうがいいのかと思います。

　　以上です。

座長（武田なおき） ほかいいいですか。

成瀬委員。

委員（成瀬のりやす） こちらの市民団体側といいですか、そちら側とすれば、最終的に政策提言に広い意味でつながるかというのは、そういう問題ではなくて、あくまでも議会側の姿勢としてその提言につなげるということで意見交換会を開催するのだと思うんですけども。うちとしては、広い意味で政策提言機能という言葉が入っているので、問題ないと思うんですけども。

座長（武田なおき） フロンティアさんのほうからは、目的としてそういうものをきちっと明確にするということも必要じゃないかということが出ておりますが、それについて何かご意見ありますか。

篠田委員、どうぞ。

委員（篠田一彦） 先ほども申し上げたように、意見交換会の目的そのものが、政策提案の強化だけに限らないので、我々がコメントさせていただいたように、枠組みを外してしまうか、もし明記されるのであれば、政策提言に限らず、いろんなことも生かすことができるような書き方をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。その表現の仕方はお任せいたしますけれども、いずれしてもこの政策提案機能の強化だけに限ったものではないと思っていますので、そこはご理解いただけるといいかなと思います。

座長（武田なおき） わかりました。ほかはよろしいでしょうか。

川村委員。

委員（川村つよし） 私もどうせ書くなら、ほかにも書きたいなと思うんですが、じゃ、具体的に何と言われると、いろいろあるよねと言い出すと結構切りがないので、ちょっとこの場で余り言わないようにしますが、だから、そういうこともあって、あえて書かないということもあるのかなとは思っております。

座長（武田なおき） つなぐさん、いいですか。

（「はい」の声あり）

座長（武田なおき） 一つは、やっぱり何のためにやるかという目的、要するにいろんな市議会のやつを見ました。いろいろ検討した中で、やっぱり目的として、そういうことにつながるような、政策提言につながるようなことを書いておかないと、書かないことによって、もう開いたでいいわというようなことになりかねない。要するに議会としては、フロンティア旭から意見が出ましたけれども、これは、もうフロンティア旭で会議をしたときに、皆さんでいろいろ出たんですけども、最終的に政策提言につながるかどうか問題じゃないと。少なくともそういうことを含めてやりますよということですので、目的がいろいろある中で、もうこれはやっぱり明記しておくべきじゃないかというふうな話だったというふうに思います。

したがいまして、ちょっと問題を整理させていただきますが、まず、第1条は、趣旨は原案というか、市民まちづくりネットに出していただいたように、第1条、「この要綱は、尾張旭市議会が開催する意見交換会の運営に関し、必要な事項を定める。」というふうにし、第2条として、

目的とし、政策提案機能の強化を図るために実施する、要するにほかに2つ、3つと、こういう目的でやる、こういう目的でやるというようなことを書くということならば、皆さんご同意をいただけるという、そういう確認でよろしいでしょうか。それについてご意見をいただきたいんですが。

公明党尾張旭市議団よろしいでしょうか。特にご意見ありませんか。

(「はい」の声あり)

座長(武田なおき) ちょっと待ってくださいね、はい。

委員(片渕卓三) 座長の今の話の中で、当然それはそれでいいと思うんですけども、最終的に政策提言につながるような形に僕は持っていったほうがいいと思うんですね、最終的には。やっぱり意見交換する中での目的は何か、1人でも多くの市民の皆様の意見を聞いた中で、それを集約して、市民は何を求めているのかなど。それをまた議会の中でももらって、政策提言する目的というものが最終的にはここに来るのかなど。当然議員の強化とか議会の強化も含めていろいろあると思うんですけども、最終的にはそこに持っていけばいいのかなというふうに私は思っていました。

以上。

座長(武田なおき) じゃ、牧野委員、どうぞ。

委員(牧野一吉) 1条で趣旨、次に、目的をつくるというのは、これはやぶさかじゃないと思います。ただ、2条で何を書くかというところと、先ほどつなぐさんからあった政策提案機能というこの文言もどういう意味なのかというのを明確にしないと、それはそれでいけないと。例えば、議会提案の議案を出すとか、あるいは一般質問に取り入れてもいいだとか、そういうことも考えていかないと、その目的というのが書けなくなるかなと、そういう気がします。やることはいいですよ。2条は何書くかというそのところの検討が、ちょっとこの場でやったら厳しいかなという気がします。

座長(武田なおき) ほかによろしいでしょうか。

それでは、第1条について、第2条で目的というのを入れると。ただし、その第2条の目的については、今ここで当然つなぐから出ているように、突然出てきたという感も否めませんので、どうするかということについては、これはまた次回やるまでの間に皆さんのほうにもお聞きしますし、もちろん座長案としても、きちっと提案をさせていただきますが、次回までの預かりということで、これもまとめた段階で早目に皆さんにお知らせをし、もんでいただき、2条をどうするかということについては、次回までの宿題ということにさせていただきますので、よろしくお願ひします。少なくとも2条、目的を入れるということは、確認をさせていただきました。よろしくお願ひします。

手順省くために、とりあえず正副座長案をお示しさせていただきますので、それについていろいろ回答いただいて、それを次回のときにもむという形をさせていただいてもよろしいでしょうか。そうでないと、手間暇一つかかってしまいますので。少なくとも、こういう第2条を入れた

いけれども、どうですか、つけ加えるものがあれば、つけ加えてください、訂正してくださいというような形で皆さんにお示しをして、それをいただいたものを整理して、次回議論するという形にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、以下実際にもう第2条を入れるということになりましたので、今後第2条は、第3条と一つずつ送らせて読みかえていくということでご了解ください。

それでは、実施要綱に戻ってください。

第2条を第3条と読みかえます。

議長は、次の各項のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは、意見交換会を開催する。

(1)常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）から意見交換会の開催の要請があったとき。

(2)市内で活動する団体又は自治会等（以下「団体等」という。）から申込みがあったとき。

(3)その他議長が必要と認めるとき。

という3つがありますが、これについてつなぐさんのほうからご意見が出ておりますので、お願いします。だから、ここには2条と書いておりますが、実際これを3条と読みかえるということですので。

委員（篠田一彦） ごめん、きょうはこの条でいって、紙に書いてある条でいって、ややこしい。

座長（武田なおき） わかりました。まだ読みかえない。

委員（篠田一彦） まだ読みかえずにお願いします。

座長（武田なおき） 失礼しました。とりあえずこのままで行くということで、わかりました。

それでは、つなぐどうぞ。

委員（花井守行） 一応根底にあるところが、もちろん団体とか市民の皆さんから意見聞くことは大切だと思うんですけども、議会運営委員会と特別委員会を削除するという事なんですけども、そこにまで団体さんの意見とかが入ってしまうと、そもそも議員の役割というのがちょっと薄れるんじゃないかというような意味合いで、議会運営委員会と特別委員会は、これは削除してもいいんじゃないかと。常任委員会だけでいいという意見です。

それから、これ全部、1個ずつ。

座長（武田なおき） はい、とりあえず3つ意見言ってください。

委員（花井守行） それから、先ほど言いましたけれども、団体の定義も確認したいのと、個人はと。それから、今のところ市に登録した団体になっていると思うんで、それだけでよいのかということです。それから、自治会はそもそも意見を聞く場があるので、自治協議会との意見交換会は別途定例化してはどうかということです。

以上です。

座長（武田なおき） まず、基本的に、この常任委員会以外に「議会運営委員会又は特別委員会」というのを入れたというのは、議会運営委員会として意見を聞かなくちゃいけない、交換しなく

ちやいけないという条項ができた場合に、委員長が、現在もですよ、現在も委員長が必要だと認めれば、議長に対して申し出て、意見交換するということができるんです。だから、逆に外してしまうというのは、議会運営委員会と特別委員会は意見交換会してはいかんということになりかねませんので、したがって、できるという意味で入れるという、そういう確認をさせていただいてよろしいでしょうか。これは皆さん共通理念ということでもよろしいですね。そういう意味でオーケーと言っていたと思います。

それから、2点目、団体ということにつきましても、今回たまたま議長がやられた試行のものは、やる方法がほかになかったものですから、お手紙で知らせましたが、実際これをやるということになれば、当然市の議会だよりとホームページ、そういったもので募集をかけますので、団体であれば申し込んでいただければいいと。個人で申し込んでいただくとなかなか收拾がつかなくなりますので、あくまで団体。それは市に登録しているとかしていないじゃなくて、団体として活動してもらっていただければいいという確認で。

そうすると、団体としての自治会、自治会単位、例えば今回で試行でもありましたけれども、自主防災組織みたいなお見えになっておりますので、そういうところに対しても門戸を開くという意味でこういう表現がしてあるというまず確認をさせていただきましたが、そのことについてつなぐ、よろしいですか。

委員（花井守行） 例えば団体何人からというのも出てくると思うんですけども、例えば僕と川村さんと2人で何かする会とかという2人でつくって活動すれば、じゃ、もう団体とみなしていただけないということでもよろしいですか。

座長（武田なおき） もう一つ言いますと、その辺のことを含めてそれを細かいことは、議会運営委員会のほうできちっと細かい要綱づくりについてはしていかうと。だから団体は何名を団体とするとか、どういう手続が要るかということについては、この要綱でそこまで今、それこそ花井さん言われたとおり、がんじがらめになりかねない部分がありますので、今そこまではここでは触れないでおこうという、そういう確認でもよろしいでしょうか。

委員（花井守行） そういう細かいことは議会運営委員会で決めていくと。

座長（武田なおき） そうです。

委員（花井守行） はい、わかりました。

座長（武田なおき） あと、よろしいでしょうか。よろしいですか。

（「つなぐ、3つ目」の声あり）

委員（花井守行） 3つ目か。3つ目は……、やれるというんであればそれは仕方がないと思いますが。3つ目もそうですし、1個目も特別委員会では、例えばこれから予算を入れるとか入れないとか、決算特別委員会もあると思うんですけども、そういうところまで市民の人が直接的に意見をもし言えるようになるとしたら、それこそ議員と市民の人の選ばれた議員という役割がいいのかなというところは、会派では少し懸念したところでもあります。これは今できる理由だということではわかりましたけれども、そんなところまで、そんなところまでと言っちゃいかんですけ

れども、市民の方たちが直接に意見を言えるというのは、いいのかなというところです。

以上です。

座長（武田なおき） すみません、もう一度、確認させていただきますが、これはあくまで特別委員会、それから議会運営委員会の委員長が必要だと認めたときに議長に申し出るわけです。だから、のべつ幕なしに意見交換会をやろうというそういうことじゃなくて、この議案については、ちゃんと聞いてやろうじゃないかということの合意が得られればやろうということであって、必ずやらなくちゃいけないということではありません。義務ではありませんので、やろうと思ったときにやれるという前提で考えていただくと、逆に言うと必要なことだというふうにあると思います。そういう意味で門戸を開いているという意味で。必ずやらなくちゃいけないということではありませんので、その辺は誤解をされないように。

逆に入れてしまうと、やらなくちゃいけなくなりますので。例えば今ここで丸3の自治協議会との意見交換を別途定例化する、定例化するなんてことをうたってしまうと、定例的にやらないかんことになってしまいますので、それこそ、花井さんが言われているがんじからめの一つになるような気がしますので、その辺についても確認をさせていただきたいんですけども、これは、この中に入れなくていいという、そういう確認でよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

その他第2条で何かありましたら。

では、第2条は、原文の提案させていただいたとおりでいくということでもよろしくお願ひします。

それでは、第3条についていきます。

これについては、時間短縮のため、一々読むのはちょっとやめますが、市民まちづくりネットからも出ておりますので、順番にお願いします。

篠田委員。

委員（篠田一彦） ちょっと2条はこのままでと今座長おっしゃったんだけど、2条と3条が絡むので、若干戻ってもらふようなことがあるのかもしれない。そこはちょっと申しわけないと思いますが。

もともと出した文章にうちのほうで矛盾が正直あったかなということを今反省、よく読み返すと反省をしながら申し上げるんですけども、意見交換会の開催のイメージは、各団体、外から依頼があった場合に議運を通じてやるかやらないか決めた後、委員会へその具体的なものをおろすようなイメージでいたんです、僕の中で。なので、ちょっとこういう書き方をしております。第2条で議運、特別委員会、団体等からの依頼に応じて開催するので、委員会から開催要請の書類を出すのは何か矛盾していないかという。要はちょっとここは運用なんですけれども、外から団体、市民の方からやりたいよと言われたのを受けて、上からおろしてくる形をとるのか、委員会で何か必要があつて、これやらなあかんよねというふうに議運なり議長に上げていくような形をとるのかで、一方向のほうは僕はいいなと思つていて、そういう書き方したんですけども、

もともと出した文章が、両方から来るような形になっていたの、そこを一回整理してもらえるといいなと思います。すみません。

座長（武田なおき） わかりました。

まず、とりあえずその問題からいきますが、要するに委員会、市民へ公募しますよね、何らかの形で。それで来ます、何々委員会にお願いしますと来た。それは議運でもって正式にいついつやりましょうということで決められます。それ以外に、何度も言いますように、常任委員会、それから特別委員会から議運のほうの委員長が、自分の委員会の中での合意が得られた上で、こういう意見交換会したい、こういう団体とやりたいということを議長宛てに出す、それももちろん議運で図るんですが、そうやっていこうと。要するに議会の意見交換会というのを市民からの要請だけじゃなしに、いわゆる議会から、各委員会、それぞれの委員会からも要請によって意見交換会ができると、そういう意見交換会だというふうなまずイメージを持っていただきたいということです。

だから、先ほども篠田委員の言われたことを言うと、上からも下からも、要するに市民からも議会側からも開ける形をとっていると。市民からの要請だけでやるんじゃないよというそういう確認です。

委員（篠田一彦） ちょっとそこで、ごめんなさい、質問させてください。

委員会から、議会の中から、じゃ交換会やりたいなといったときに、その対象の団体もしくは市民の方というのはどこになるんですか。もうあらかじめ何らかのネゴシエーションがとれていて、委員会発議で物事が運ぶという流れになって、その相手方と意見交換をすることになるのか、ちょっとそこがイメージできないです。ごめんなさい。

座長（武田なおき） はい、わかりました。

具体的に言いますと、例えば要するに商工業の発展について委員会として都市環境委員会がこういうことを考えていると、それについて意見交換したい。商工会に対してこういう意見交換したいから意見交換会に応じてくれと、こういう形でやると。そうすると、委員会発でも意見交換会ができると。要するに議会として待っているだけじゃなしに、自分らがみずから政策提言をしていくということになった場合に、委員会みずからが発議をして議会の総意で意見交換会をするという、そういうこともできるという、本来そこまで意見交換会を制度化していこうということが目的でありますので、そこのところ、ちょっともう少しご理解いただけるといいかと思います。

はい、つなぐ。

委員（花井守行） 勉強不足かもしれないですけども、これ、意見交換会が全くなかったと、今までのルールで、今座長言われたのはやれないんですか。

座長（武田なおき） もちろんやれないことないです。

委員（花井守行） 委員会の勉強のあれ中でやれますよね。これがなくても今までのルールでそれはやれますよね。

座長（武田なおき） はい。

委員（花井守行） それだけ確認です。

座長（武田なおき） 篠田委員、どうぞ。

委員（篠田一彦） そういう意味では、座長のおっしゃったことは、何となく理解しましたので、次までにお願いなんですけれども、フロー図、矢印を。開催依頼、決定とか、市民団体から依頼とか、そういう議運を中心に置いてもらって、そういうのをちょっとつくってもらえるといいなと思うんですが、お願いします。

座長（武田なおき） わかりました。フローチャートが欲しいということですね。はい、わかりました。開催に至るまでのフローチャートということですね。わかりました。

そういうことで、とりあえずそれをまず見た上で、最終的な判断をしていただくということでよろしいですね。きょう、だから、まだこれについては預かりという、そういう感覚でよろしいでしょうか、まちネットさんは。

委員（篠田一彦） すみません。そういう意味では、もともと我々が思っていたことと、出した文章との矛盾が生じていて、それにフォーカスしてちょっと書いてしまったので、ある意味きょう気がついたということで理解をしていただければいいです。

座長（武田なおき） わかりました。

委員（篠田一彦） 今のところ、いいです。

座長（武田なおき） ありがとうございます。

それでは、つなぐをお願いします。第3条です。

委員（花井守行） この開催の30日前までにと書いてあって、つまり随時開催か、1年に1回とか、そういう回数の何かが書かれていないんじゃないかということです。だから、開催時期の明確化も必要じゃないかということと、それから、受け付け団体数も委員長判断において制限、だから100でも200でも受けるのかとか、その辺の数値というか、というような追記が要るのではということ。

座長（武田なおき） では、同じような内容も含んでいますので、日本共産尾張旭市議団もお願いします。

委員（川村つよし） これ、私もどうするのかなというのがあって、随時受け付けちゃうと、やっぱり議会のスケジュールからいうと調整できないんじゃないかなと思うので、そのあたりがここの実施要綱では読めないで、どうするんですかというのがちょっと疑問です、その点。

座長（武田なおき） どちらにしましても、それについて何かご意見ありますか。

フロンティア旭いかがですか。いいですか。

では、すみません、ちょっと若杉委員から発言がありますので、お願いします。

委員（若杉たかし） 実際にはもう年中やるというのは不可能だと思いますんで、ある時期、やはり我々もあいた時期がありますので、そこら辺で集中的に募集をかけるというのが、実際に現実的なのかなとは思いますが。それが大体今までのスケジュールを見ますと、7月の後半、7月、8月か10月、11月のあたりかなとは思いますが。そこら辺を運用的にそこら辺で集中して募集をす

ることがいいのかなと思います。

それは運用の部分であって、こういった項目には、そういったことは明記せずに、議運なりでそういった運用方法を考えていただいたらいいかなと思っています。

座長（武田なおき） 具体的に今話が出ましたけれども、もっと言うと、もう少し具体的にすると、6月15日号の市議会だよりが出ますね。そこに、いついつこの時間に受け付けしますと、したがって、その30日前までにやりたいと思う、30日前までに出してくださいというような形でアナウンスすれば、その時期にまず来ると。来た上で、先ほども言われましたけれども、たくさん来ちゃったらどうするんだと、時間はどうするんだということは、細かいことについては、この要綱で定めずに議会運営委員会のほうで考えていくという、そういうスタイルでやったらどうだと。

ですから、あくまでここでは、そういう細かいことについて議論しているとそれは何時間あっても切りがありませんので、とりあえずそういう細かい、いついつ広報に載せるとか、いついつ受け付けるとか、開催期間はいつだというのは、おおよそのことを決めておけばいいんじゃないかというような意見だったと思うんですけども、それについて何かご意見ありますか。特にそのことについて出された川村委員、いかがですか。

委員（川村つよし） やっぱりこの条文読んだ限りでは、いつでも申し込めるようにも読めちゃうので、ちょっとそのあたりは大丈夫なのかなという気がしてしょうがないんだけど。

座長（武田なおき） はい、篠田委員。

委員（篠田一彦） そういう意味では、もともとそういうつもりで僕、書いたんだわね。いつでも受ける。要はある時期募集して、その間で受けるんじゃないくて、こういうことが尾張旭にいらっしゃる方の権利として、議会に意見交換会を申し込むことができるというイメージで最初文章を書いたので、それを受け取って、大きくは我々年間4回議会やっているわけだから、4回のタイミングの中で、うまく4カ月に1回ずつこれぐらいご意見、意見交換会の要請がありました、議運でどうしましょうとやっていけばいいのかなぐらいのちょっとそういう感覚でつくったので、だから、明示的にいつからいつまで募集期間を設けるだとか意見交換会開催の意思を議会から欲するようなことはここには書いていないわけで、あくまでもこういうことができるんで、意見交換会したい方が見えたら議会のほうに言ってくださいね、じゃ、言ってくださったら、この手順に基づいてやりましょうという、そういうちょっと書き方をしたものだから、私のイメージの中では、ある一定の期間こっちから募集をすとか、どうぞということじゃなくて、あくまでも申告・申請があった場合について対応していくというふうに考えておりました。ちょっとその辺は皆さんと意見のずれがあるかもしれませんが、もともとそういうつくり方をさせていただいたというのは事実です。

座長（武田なおき） そういうもともとまちネットさんの意見というのがあったというのがあるから、まして細かいことまで踏み込んでいないとは思いますが、現実的に可能なんですか、そういう意味でいうと。

はい、花井委員。

委員（花井守行） 個人的には、今、篠田委員言われたように、いつでも受けるよという姿勢が私も大切だと思うんですけども、そうすると、また戻っていくんですが、団体をさっき言ったように2人で結成して1週間ぐらい活動したら、じゃ団体とか、それを最終的に、一番最後のその他に、つなぐの意見になりますけれども、やっぱり最終的には、議長が判断するというふうに明記しておかないと、最後は、じゃ、この団体は受けないとか、この団体は受けますというのは、恐らく議長が取捨選択すると思いますので、やっぱり最後は議長の判断のもと、それを受ける受けないを決めますみたいなものの明記も必要かなと思います。ちょっと最後に関連してきてしまうので、と思います。

座長（武田なおき） 最終的にどこを受けるかという話と、ちょっとここをリンクさせるのは、また話がややこしくなりますので、少なくとも、開催の要請及び申し込みについては、ここの文章でいけば年中できるという確認なんですけれども、それでも構わないかどうかということだけは確認しておきたいんですけれども。

はい、篠田委員、どうぞ。

委員（篠田一彦） ある意味、請願・陳情を受けるようなイメージでいいかなと思うんです。だから、請願・陳情は文章で来ると。意見交換会は自分の口で物をおっしゃって、それを聞くということだと思うんで、文章で出す運用ルールと口頭で言う運用のルールが違うというのは、議会側もやりづらいと思うので、例えば一つの考え方なだけども、陳情・請願の締め切りのタイミングでぱんと締めてみて、何件申し込みがあったねと、これ、今度の議運で諮ろうね、ここの団体って、ちょっと市内の団体じゃないんじゃないかとか、これは聞いてあげたほうがいいんじゃないかとか、そういう話でいいんじゃないかなというふうには思うんですけども。そうすると、年4回そういうタイミングがあるので、門戸は広げて運用は簡単にするというふうに思っています。

座長（武田なおき） 何度も言いますが、それを例えばそういう形でそういうふうに決めたと。ただし、実際に運用となったときに、向こうとの調整、委員長さんがやらなくちゃいけないですよ。最終的に言うと、どの委員会になるかわかりませんが。そうすると、委員長さんが皆さんのまず動向を確認した上で、この日とこの日ならできますけれども、向こうへ、この日とこの日いいですか、何時からいいですか、どこがいいですか、同時進行的に3つの委員会があると、それこそ場所の取り合いを含めてということになると、結局ごめんなさい、せっかく申し出がありましたけれども、議員が集まりませんか、その日程ではできませんとかいう可能性があったときに、だからそこまで細かいことを決めるということはないまでも、覚悟として、本当に年中開催でいいのかどうかということだけぐらいは意思確認をしておかないと、ちょっと自分としても、座長としてそれで取りまとめて議長に報告するのに、ちょっと不安があるんですけども。

片淵委員どうぞ。

委員（片淵卓三） 僕のイメージ的には、開かれた議会ということで、本当に年中どこでも意見交換できればいいのかなというのが理想で、実際それができるのかなというのが感じがします。

例えば、6月初めごろの議運の中で、今年度の意見交換会はこの時期に開催をしたいなということで議長さんが意見出してもらえば、その時期に焦点を合わせて、公募を含めて、そういうような要綱を発信してもらえればいいのかというふうなイメージです。今年度も11月に、あれも急言うたら急な部分もあるんですけども、できましたけれども、ある程度この時期というものを定めてもらいたいなというふうに思います。それは議運の中で、議長を含めて各委員会もどういふような団体との意見交換会になるかわかりませんが、そこら辺でもんでもらえればいいのかというふうな僕のイメージです。ちょっと余り具体的じゃないんで、すみません。

座長（武田なおき） フロンティア旭、何か意見ありますか。特にいいですか。

はい、川村委員。

委員（川村つよし） 随時受け入れるようにしておいて、たくさん来ちゃったら、もうそのとき考えよう。そんなに来ないかもしれない。これは何か線引きを考えていかなければならないとか、そういう……

（発言する者あり）

座長（武田なおき） 若杉委員、どうぞ。

委員（若杉たかし） 実際問題やってみて、そんなにたくさん来るとは思えないんですよ。こちらからどうですかと言ってアプローチすれば、それじゃ行きましようかということになるとは思うんですけども、実際にこういった制度を運用していく中で、よっぽどな人は陳情で出てくるだろうし、よっぽどのはないとは思うんですけども、やっぱりこういったことがあることによって、座長が言われた広報なんかでお知らせをする。お知らせをしたら、少しは出てくると思います。そのときに、ここからここまでの期間を決めていただいたら。実際にもう本当に1件、2件なら、何とかなるんじゃないかなというふうな感じはしています。

座長（武田なおき） すみません、じゃ、もう一回確認させてください。

少なくとも今回試行でやったような、文章でもって団体に働きかけるということはないと。必ず要するに市議会だより並びにホームページ、そういったものを通じて広く市民の皆さんに訴えて、それでやっていくと。その要請があった段階で、議運なり委員会なりで協議をして細かいことについては決めていくと、そういう確認でよろしいのでしょうか。

はい、牧野委員、どうぞ。

委員（牧野一吉） 今座長がおっしゃったこっちのほうからしないという明言をしたんですけども、それはしないんでしょうけれども、しちゃいけないわけではなくて、つまり2条の1、2、3とあるんですけども、それと2条の(1)、(2)、(3)だね。これが、(1)は第3条とリンクしているんでしょう。(2)というのは2とリンクしているんでしょう。こっちからアクションをするというときは、その他議長が必要と認めるときくらいに当たるんじゃないのか。つまり議長がどうしてもやりたいんだよ、こっちからアクションかけるんだよというふうになれば、そこに該当することにならないのか、これを見ると。だから、しないというわけじゃなくて、してもいいんだろうけれども、その時々情勢とかで議長が時期を決めてアクションをかけるんだよと、その

ときは募集するんだよということであれば、できないことはないということだと思います。

座長（武田なおき） とても前向きな、しかも文章をきちっと読むとそういうふうに読めるというそういう前提で、今、牧野委員の提案はとてもすばらしかったと思うんですが、少なくともこういう会議のほうで決めたことが、皆さんそれぞれの会派できちっと徹底をされて、こういう趣旨だよと、なおかつ要請があったときには、それぞれの委員会を通じて話をし、議運で決めてやっていくんだと。そういうルールがちゃんとしている以上、誰かの意思だけだとか、勝手にやれるわけじゃありませんので、ここに書いてあるとおりにやるんだという手順を踏めばいいというそういう確認でよろしいでしょうか。じゃ、あえて期日については設けないと。

そういう意味で言うと、日本共産党尾張旭市議団もつなぐもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

座長（武田なおき） フロンティア旭さんもそれでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

座長（武田なおき） 公明党さんもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

座長（武田なおき） では、そういう確認で、とりあえず明記はしないという確認で。

（「1点だけ、ごめんなさい」の声あり）

座長（武田なおき） はい、どうぞ。

委員（篠田一彦） そうは言っても、集約のタイミングというのがあるんだと思うんです、実際運用入れば。ちょっとごめんなさい、事務局に聞きますけれども、今、請願・陳情のルールって、例えば今だと、12月議会終わって、次、3月議会までの間のおおよそ3カ月か。その締め日ってどうやって決めているんだっけ。次の議運が開かれる前というと……

（「前の日ですね」の声あり）

委員（篠田一彦） それで、運用ルールは何に書かれているのか。申し合わせか。どこに書かれているんだっけ。ちょっとそこだけ確認させてください。

座長（武田なおき） はい、事務局お願いします。

じゃ、事務局、どうぞ。

事務局 今、篠田委員からご質問がありました請願・陳情の受け付けの期日につきましては、議会運営に関する申し合わせ事項に載っております、その部分をちょっと今読み上げさせていただきますと思いますが、請願、陳情の整理期限という項目がございます。「請願、陳情は、当該定例会の告示日の2日前の正午をもって整理する。ただし、緊急性のあるものについては、別途協議するものとする」ということになっております。

以上です。

座長（武田なおき） じゃ、篠田委員。

委員（篠田一彦） ごめんなさい。それ、文章名は何だったっけ。要綱か、要領か、申し合わせだったっけ。

座長（武田なおき） はい、事務局。

事務局 正式名称は、議会運営に関する申し合わせ事項となっております。

座長（武田なおき） じゃ、篠田委員。

委員（篠田一彦） だとするならば、ここはここで意見交換会の実施についての要綱なり要領をうたうわけで、取り扱いの締めだとかというので、もしその議会運営に絡む、議運マターにしましよという事でここに書いたつもりなので、必要であれば、そちらのほうの文章も少し手を入れていただくようなことも含めて正副座長にお任せをしたいなと思いますが、お願いします。

座長（武田なおき） わかりました。

ですから、少なくともこの要綱ではこのままにしておき、実際に今の請願、陳情と同じような、議運にかけなくちゃいけないから、そのたびにいついつまでに出してくださいというそのぐらいのスパンでどうだということですね。はい、わかりました。

どちらにしても、そういうことを皆様に理解していただかないと、意見交換会申し込んだ、5月に申し込んだけど一体いつやってもらえるかみたいなことになったときに、十分そこらもフローチャートみたいなものを書いて皆さんにお示しをする、そうすると、今申し込んでも実際行われるのはここだなということがわかるようにしておけば問題はないと思いますので、一番いかんのは、申し込んだら返事がなかったがや、どうなっとるんだということが一番いかんと思いますので、そういうことの手続きについてはと今、篠田委員が言われたように、きちっと明確にしておけば、それをお示しすることによって、市民の皆さんにご理解がいただけると、そういうふうに考えればいいと思いますので、わかりました。ありがとうございました。

じゃ、第3条についてもこのまま取り扱うということで。

それから、次に移らせていただきますが、ここで第4条から第8条までは、このままでよろしいということでしょうか。皆さんからご意見が出ておりませんので、一括した非常に乱暴なくくりですけれども、よろしいでしょうか。

（「はい、いいです」の声あり）

座長（武田なおき） それじゃ、第9条に移ります。

第9条については、これもまたまちネットさんのほうから意見が出ておりますので、どうぞ、お願いします。

はい、篠田委員。

委員（篠田一彦） ここはもう本当、書いたとおりでございまして、議会内部で完結する問題と完結しない問題があると思います。どうしても理事者側等にも伝える必要があるようなことも多々あると思いますので、理事者側へ何らかの方法で伝えるようなことも明記したほうがよろしいんじゃないかということで書かせていただきました。

ちなみに、ごめんなさい。「議長に文章によって報告する」とありますが、文章じゃないケースもあるのかなと思って多分書いたと思うんですけど、簡素なほうがいいと思います。

座長（武田なおき） そのことについて何かご意見ありますか。

では、若杉委員、どうぞ。

委員（若杉たかし） 実際に意見交換会は、議会でクローズということで、実際には二元代表制で理事者に対して提案をするということなんで、これは意見交換会としては、もう議会でまとめたほうがいいんじゃないかなと思います。市長にも特には、伝わることは間違いないんだけど、何か文章で提出するということは、文言は必要ないのかなと思っていますけれども。

座長（武田なおき） まつだ委員。アイコンタクトがあったような気がするけれども、何かありますか、意見。

委員（まつだまさる） 今、ごめんなさい、議長に対して文書をするで、市長に文書によって報告するというのは、もう消されているんですか。

座長（武田なおき） ですから、今、市民まちづくりネットから出したらどうだということがあったからですよ。

（「理事者側」の声あり）

委員（まつだまさる） 理事者側に出すという。

（「そういう話があったよと伝えんでええのかと」の声あり）

委員（まつだまさる） そういう話であれば、この後の10条のほうにそういうことを書いてあるんで、そのタイミングで速やかに、こんなことありましたというちょっと持っていくのは、若杉委員も言われましたけれども、二元代表的にどうなのというところを感じるので、広く皆さんにお知らせするタイミングでいいんじゃないかなとは思いますが。何ならホームページ見てよでいいと思います。

座長（武田なおき） よろしいでしょうか。

では、川村委員、どうぞ。

委員（川村つよし） これ、わざわざ理事者に伝えますよということを書かなあかんのかというのは、すごく疑問があって、議会は執行機関じゃないので、議会で言われた意見をとめておいて、これはもう言わないというのはいり得ないと思うんだわね。わざわざこれ、書かなあかんのかというのがちょっとどうしても疑問で。書かなくていいんじゃない、何のためにこの意見交換会やるのと言うたら、そういう意見を聞いて施策に反映させるわけでしょう。どうやって反映させるのといったら、僕らやれないからやってよと言わないといけないわけで、何で言わなければならないことをわざわざ書くのか、何か、言うに決まってるという話なんじゃないかと思うんだけど、あえて書かないといけないのか、それをという気がしてしょうがないので、なしでもいいのではないかと思います。

座長（武田なおき） よろしいでしょうか。

あえて9条ではもう載せないし、今フロンティアさんのほうからあったどうせ載せるんなら、10条で市民への発表のタイミングでどうだというんだったら、それも要らないという、そういう確認で、まちネットさんよろしいでしょうか。

はい、牧野委員、どうぞ。

委員（牧野一吉） ちょっと整理ついていないですけども、それは載せなくていいです、まずは。そういうことを、追加する2条の目的の中に、若干わかるような感じで入れてくればいいのかというニュアンスが今、頭の中であったんで、よろしくをお願いします。

座長（武田なおき） 2条の目的のほうに、そういうこともちょっと触れようと。はい、わかりました。

少なくともこの9条について、まちネットさんのほうの意見はそうになりました。

つなぐから出ておりますので、どうぞ。

委員（花井守行） 「記録者が取りまとめ」というところで、記録者というのを委員長というふう
に明確にしたほうがいいんじゃないかと。委員会として交換会を開催する以上、委員長にしたほうがいいんじゃないかということです。

座長（武田なおき） これについてはどうなんですか。

はい、若杉委員、どうぞ。

委員（若杉たかし） 実際、委員長は、取り仕切らなあかんもんだから、なかなか書けないんで、それを委員長だというふうに言われちゃうと、なかなか責任持って報告ができないのかなというふうには思います。

座長（武田なおき） 少なくとも委員長名で出すことは間違いないですけども。

（「委員長名では出す」の声あり）

座長（武田なおき） 委員長名で出すことは間違いないですよ。記録者の名前では出しませんけれども。

（「記録者だよというように上げちゃうと、委員長でしょうというふうになっちゃうんで」の声あり）

座長（武田なおき） それについてはいかがですか。

「委員会が責任を持って取りまとめ、議長に文章によって報告する」というふうに変えたらどうかということですか。どうでしょうか、皆さん。皆さん、いかがですか。ここに記録者というところを委員会が取りまとめ、そういうことでよろしいでしょうか。文言修正ということ。

（発言する者なし）

座長（武田なおき） それでは、第9条の記録者というところを委員会と訂正します。

それでは、第9条については以上です。

それでは、その他について、順次、まずフロンティア旭さんのほうから提案理由の説明をお願いします。

はい、どうぞ、まつだ委員。

委員（まつだまさる） 書いてしまって、こういうふうに印字されているんですけども、そんなに強い要望じゃないんですけども、世の中の要綱というのは、やる側目線で書かれておまして、申し込みする側には大変冷たい順序となっておりますので、1条、2条で趣旨、目的を書いた後、「開催の要領及び申込等」を先にして、その後、申し込んだ後、どう決定するかというふ

うな順番にしてもいいんじゃないかなというのはありますけれども、極めてオーソドックスなスタイルではないので、別にどっちでもいいです。

以上です。

座長（武田なおき） 別にどっちでもいいですというのがありましたけれども、それについていかがですか。その意見を僕は聞いたときになるほどとは思ったんですけども、なるほどそうかと。そうは思いましたが、逆に言うと皆さんのご意見をお伺いしたいです。

（「いいよ」の声あり）

委員（まつだまさる） ありがとうございます。

座長（武田なおき） 公明党尾張旭市議団、いかがですか。

委員（片渕卓三） いいんじゃないですか。

座長（武田なおき） よろしいでしょうか。

日本共産党尾張旭市議団、いかがですか。

委員（川村つよし） はい、わかりました。

座長（武田なおき） いいですか。

じゃ、つなぐさん、いかがですか。

委員（花井守行） 今の。

座長（武田なおき） はい、まつださんが言われた。

委員（花井守行） はい、了承です。

座長（武田なおき） じゃ、ここで言う2条と3条を入れかえると、順番として。

また改めて整理してお出ししますが、2条と3条を入れかえるということで、了解を得られました。

それでは、すみません、つなぐの意見で丸1つ目はいいということでしたが、2つ目、3つ目があります。これは第11条に絡みますので、先に取り扱いとして10条のことに関係しておりますので、日本共産党尾張旭市議団よろしくお願ひします。

川村委員。

委員（川村つよし） 細かい話ですが、市議会だよりって遅いので、速やかにと思えないんです。

だから、少なくとも市議会ホームページを先に持っていてもいいのかなと。そのほうが速やかに、できるだけ早くという感じがするんですけども。それだけのことです。

座長（武田なおき） 入れかえようということで、よろしいでしょうか。そうですね。早いのはホームページのほうが早いですよね、明らかに。

それでは、10条を「速やかにその内容を市議会ホームページに掲載し、市議会だよりで公表する」になるんですか。ちょっとごめんなさい、文章のあれについては、一任ください。意味が通じるように……

（「別に入れかえるだけでいい」の声あり）

座長（武田なおき） 市議会ホームページに公表して、市議会……

(「市議会だよりと市議会ホームページの文言を入れかえるだけでいい」の声あり)

(「市議会ホームページ及び市議会だよりに」の声あり)

座長(武田なおき) はい、わかりました。

この文言だけ、ホームページと市議会だよりだけを入れかえると。そういうことで、第10条のほうを変えます。

それじゃ、第11条についてお願いします。

委員(花井守行) 11条は、これもあれですよ、今委員会で開催して、20分のところがあったり、1時間であったり、福祉文教みたいに1時間あったり、いろいろまちまちだったから、逆に1時間程度と要綱で決めたと言われたらそれまでなんですけれども、進行とかまでこの要綱で決めなくても、そんなのは委員長の判断でやればいいんじゃないのという意見がありましたので、会派の意見です。

(発言する者あり)

座長(武田なおき) 今ちょっとそれぞれいろんな意見が出ておりますが、取りまとめて言っただけですか。

篠田委員。

委員(篠田一彦) すみません、11条のここ、私がこれをつくったときにいろんなところを参考にはさせていただいて、これ、あえて明記されているのは、意見交換会に来られる方が、どういう会議体なのかというのがわかるようにされている意味合いが強いと思うんです。あえてここで、1時間、我々は別に1時間であろうが、2時間だろうがいいと思うんですけれども、来られる方が、10分、15分の会議体なのか、朝から晩までしゃべってもいい会議体なのかわからないんで、こういう表現をどうもされているところが多いと認識をして、あえてここに載せたということです。

座長(武田なおき) いかがでしょうか。

何か、花井委員、ありますか。はい、どうぞ。

委員(花井守行) 僕、個人的には、僕も篠田委員の意見ですんで、これはあくまで会派の意見です。まとめ切れなかった。すみません。申しわけございません。

座長(武田なおき) わかりました。

じゃ、とりあえずそういう意見が出たということで、会派で報告してください。

委員(花井守行) 一意見として。

座長(武田なおき) わかりました。

じゃ、11条についてもそのままいくということで。

それでは、もう一つ最後に要望が出ておりますが、これについてはいかがでしょうか。

つなぐさん、丸3つ目。

委員(花井守行) これはもう先ほどから何回も言っているように、やっぱり最終的にこれを明記

しないと、何か全てのところでいろいろ矛盾やらなんやら。ただ、先ほどから「その他議長が必要と認める」とかそういう文言も入っていますので、それだけでよしとするのか、そもそも意見交換会自体は、やっぱり最終責任はきちっと議長であるよと明記するべきなのかなと、会派ではそういうことです。

あと、委員会ごとで恐らく開かれるわけですので、その他の実行やまとめ等に関しては各委員長が責任を持って進めるということもつけ加えたほうがいいのかなということですか。

座長（武田なおき） それを要綱に加えろということですか。

委員（花井守行） だから、どこかに明記しておいたほうがいいんじゃないかという会派からの意見。

座長（武田なおき） 仮に言うと、第何条にそれを入れると言っているのか。

委員（花井守行） 何条に入れるかは、その技法的なことは、ちょっとごめんなさい、よくわかりませんけれども。どこかに。

（「いいですか」の声あり）

座長（武田なおき） はい。

委員（若杉たかし） この中の最終的な責任者は議長であるというのは、当然のことなんで、特に明記する必要はないんじゃないかなと思います。そんなことを言ったら、全部明記しなきゃいけないなくなっちゃうんで、実際にはこの部分は必要ない。

座長（武田なおき） 例えば、委員長がどういう仕事しているかというふうに言っただければわかると思いますけれども、委員長抜きに報告書はできませんし、委員長の責任において報告書を書いているという意味でいうと、そういうことが明記されているから書くとか書かないじゃなくて、委員長というのは、もともとそういう仕事だと考えていただければ、議長、委員長が代表してやるんだというふうに考えれば、あえて明記する必要はないんじゃないかなというふうに座長としても思いますが、いかがでしょうか。

はい、花井委員。

委員（花井守行） 会派に持ち帰りまして、当然のことだと言われましたと報告したいと思います。

座長（武田なおき） じゃ、よろしくをお願いします。

じゃ、全体を通しまして、その他まだ言い足りないとか、ここがどうしてもということがあったら言ってください。その上で取りまとめをしたいと思います。

じゃ、どうぞ、牧野委員。

委員（牧野一吉） 中身じゃないんです。ちょっと確認、一つ、これ、事務局なのかな。これは、実施要綱というふうになっているんですけども、要綱なのか、その辺何でつくるかなというのが、災害時の対応は要領だね。今は要綱。あるいは、いろんなものがあるんですね、申し合わせ事項だとか規約だとかそういうのがあるので、何でつくったらいいかなというところ、そこだけちょっと調べておいてもらいたいなと思います。

座長（武田なおき） これ、事務局のほうでよろしいでしょうか。

花井委員、どうぞ。

委員（花井守行） 今その意見出ました。つなぐとしても、その他で先ほど第1項の丸に書いてあるように、そもそもこれ、試行の試行でやろうというところから始まっていますので、我々調べたところ、やっぱり要綱が一番がんじがらめで、次に緩やかが要領で、その次が申し合わせ事項ですので、そういった意味では、申し合わせ事項ぐらいにしておいたほうがいいんじゃないのという意見がありました。

以上です。

（「例規はどっち、要綱、要領」の声あり）

（「要綱じゃないか」の声あり）

座長（武田なおき） 要綱です。

（「例規通さんといかんで」の声あり）

（「要綱だと例規通さないかんね」の声あり）

座長（武田なおき） そうそう。

（「相当敷居が高いね、変えたりするのは」の声あり）

座長（武田なおき） それについては事務局でちょっと検討したんです。あえて要綱というふうにして、要するに要領で逃げるなどというようなものもあるんですよ。要領で逃げちゃうと、通さんでもいいからというようなことになっちゃうということがあって、あえて要綱という言葉を使い使いました。でしたら、もう一回整理整頓して提案させていただきます。

はい、篠田委員、どうぞ。

委員（篠田一彦） 要綱で例規通すことになると、字面というか表現なんかも訂正入る可能性があるよね。それ、このスケジュールで間に合うか。例規通して、3月に整備して総結果のまとめを出した後、例規になるよね、手順としては、先に例規通さない。裏では並行してやるのかもしれないけれども、それで間に合うかというのがちょっとあるんだけど、そこも含めて一度ご検討ください。座長、お願いします。

座長（武田なおき） わかりました。

とりあえず皆さんよろしいでしょうか。

一度確認だけさせていただきます。

まず、大きなところで、第1条、趣旨であります。趣旨については、座長案の「政策提案機能の強化を図るために実施する」を削除します。

そして、新たに第2条として目的というのを入れます。目的についての文章については、また改めて提案をさせていただきます。

それから、今現在ある第2条が第4条になるということです。それは、なぜかということ、次の第3条と入れかわるということで。ですから、この第3条がそのまま3条です。現在の3条がそのまま3条になって、第2条が第4条になるというそういう確認でよろしくをお願いします。

あと、今あるこの2条、将来的に第4条になるやつについては、文言訂正等はなしということ

でした。

それから、第3条についても、特に文言訂正等はありませんが、開催のいわゆる何ですかね、要請した後、どのようにして申し込まれて、どのように流れていくかというフローチャートについてきちっと明記していただけないかということで、まちネットさんのほうから提案がありましたので、それについてはつくらせていただきます。

それから、ずっと飛びまして、第9条については、市長に伝達するということについては、政策提言につながるということを含めて目的の中で何らかの形で触れていくという確認をさせていただきました。

あと、それから、前後してしまいました。フロンティア旭さんのほうから出ている2条と3条を入れかえるということについては、了解を得ましたので、そのようにさせていただくということです。

あと、その他細かい微調整については、まず、第9条を見てください。この要綱の第9条。「委員会終了後、記録者が」というところを「委員会が」というふうに訂正しました。

それから、第10条の2行目「市議会だより及び市議会ホームページ」を逆にする。「市議会ホームページ及び市議会だよりに掲載し公表する」というふうに変えるということで決定いたしました。

以上、訂正等についてはよかったですと思いますが、事務局、よかったですか、それで。

(「はい」の声あり)

座長(武田なおき) じゃ、ありがとうございました。

いよいよ最後のスケジュールのところいきたいんですが、ちょっと手帳等をすみません、お出してください。

先ほど今、篠田委員のほうから出ましたが、当初2月の全協ぐらいまでにできんかと思ったんですけれども、どうですか、事務局、今言ったようなことを含めて、2月21日の全協までに文言を直したりだとかそういうことはできそうですか。無理であれば、事務局の日程に合わせて次の提案をしたいと思いますが、いいですか。

2月21日にとりあえず今本当で言うと、この第7回が3月になっていますが、もう一回確認作業だけ要りますので、第7回を2月21日、全協の後、時間は読めません。全協の後、速やかにやりたいと思います。それに伴って、先ほど言いましたように、目的だとか新たにこういうふうに変えましたというところは、まず例規はちょっと切り離して、条項だとかそういうものの入れかえだとかこういうふうにしますということは、本当に速やかに会派のほうにお示ししますので、ご検討いただきたいと思います。正副座長案として……

(「座長」の声あり)

座長(武田なおき) はい。

事務局 今2月21日の全協の後と言われましたけれども、時間のほうを明記、決めていただかないといけませんので、全協は9時半からいきますけれども、そのときの状況等によりますけれども、

その辺のところを考慮して時間をはっきりさせておかないと、傍聴者の方も入れますんで、その辺のところをよろしくお願いします。

座長（武田なおき） そうか、じゃ、昼にしますか。昼からにしますか。

（発言する者あり）

座長（武田なおき） はい、第7回目は2月21日火曜日、全協の日の午後1時30分からということで、すみません、そういうふうにはまずさせてください。その上で、そこでやって、きちっと確認ができれば、それこそ文言をきちっと直せば、それこそ最終的なやつを3月1日の本会議の後ぐらいにできるといいかなというふうに思っています。どちらにしろ、それは2月21日に改めて提案させていただきます。

とりあえず次回は、第7回目は2月21日火曜日13時30分からということで、よろしく願いいたします。

長時間にわたりましてご協力いただきましてありがとうございました。これであり方検討会を終了します。

午前10時45分散会